

長岡市浦体育館
長岡市越路河川公園
管理運営に関する業務基準書

長岡市地域振興戦略部
南部地域事務所

<u>1 施設の概要等に関する事項</u>	1
(1) 施設の概要	
(2) 施設の平面図及び管理図	
(3) 施設の利用状況等	
<u>2 業務の範囲に関する事項</u>	4
(1) 指定管理者が行う業務	
(2) 長岡市が行う業務	
<u>3 指定管理者が行う管理の基準に関する事項</u>	5
(1) 法令の遵守	
(2) 施設の開館（園）時間等	
(3) 使用許可の基準	
(4) 人員配置の基準	
(5) 施設管理に関する詳細事項	
(6) 安全管理、危機管理等に関する事項	
(7) 自動販売機の設置について	
(8) 個人情報の取り扱い及び情報公開に関する事項	
(9) その他	
<u>4 物品の帰属に関する事項</u>	11
(1) 指定管理者が準備すべき物品	
(2) 長岡市が貸与する物品	
(3) 指定期間満了後の取扱いについて	
<u>5 施設の経理に関する事項</u>	11
(1) 利用料金	
(2) 利用料金の減免・還付	
(3) 管理者交代時における利用料金の取扱い	
(4) 自主事業の実施における収支の取扱い	
(5) 経費の支払い等	
(6) 指定管理者委託料	
(7) その他	
<u>6 施設の修繕に関する事項</u>	13
<u>7 リスク分担に関する事項</u>	13
<u>8 事故に伴う損害賠償に関する事項</u>	14
(1) 損害賠償責任	
(2) 施設賠償補償保険	
(3) 自動車損害保険	
<u>9 業務の継続が困難になった場合の措置</u>	15
(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	
(2) 不可抗力等による場合	

10 モニタリング等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- (1) モニタリングの実施
- (2) モニタリングにおける指定管理者の責務
- (3) 利用者の意見等の把握・対応
- (4) 市監査委員の監査

11 指定期間及び業務の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- (1) 指定期間
- (2) その他

長岡市浦体育館・長岡市越路河川公園の管理運営に関する業務基準書

[特記事項]

長岡市浦体育館（以下、「浦体育館」という。）及び長岡市越路河川公園（以下「越路河川公園」という。）は近隣にあり、相互に関連する事項が多いため、一括して管理し、サービス向上と効率的運営を図るものとする。

浦体育館、越路河川公園の利用については、浦体育館で受付を行う。

浦体育館及び越路河川公園における年間の使用計画（市、スポーツ協会及びその加盟団体等が実施する大会等）の調整は市が行う。

1 施設の概要等に関する事項

(1) 施設の概要

[浦体育館]

1	名 称	長岡市浦体育館
2	所 在 地	長岡市浦 4802 番地 3
3	建物概要	浦体育館（平成 4 年 3 月竣工） ・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2 階建て ・建築延床面積 1288.07 m ²
4	施設概要	開 館 日：平成 4 年 4 月 敷地面積：9282.72 m ² 施設概要 1 階 ① 体育室（760.2 m ² ） ・バスケットボール 1 面（バレー 2 面、バドミントン 3 面） ：平成 29 年度（ミニバス用ゴール設置） ②ステージ ③ミーティングルーム（24.1 m ² ） ④更衣室 ⑤事務室 2 階 ① 道場（140.6 m ² ） ・改修：平成 27 年度（冷暖房設備入替工事） 駐車場 ・80 台収容
5	施設特徴	勤労者の福祉の増進等を目的に雇用促進事業団委託事業として整備された。 越路河川公園の野球場、多目的広場、テニスコートの受付を行っている。
6	設置目的	スポーツ・レクリエーションの振興を図り、もって市民の健康づくり及び自由時間の充実に資する。

[越路河川公園]

1	名 称	長岡市越路河川公園
2	所 在 地	長岡市浦 6280 番地
3	建物概要	越路河川公園管理棟（昭和 60 年 3 月竣工） ・鉄骨造 2 階建て ・建築延床面積 152.28 m² 越路河川公園公衆便所（昭和 58 年 9 月竣工） ・補強コンクリートブロック造 ・建築延床面積 23.80 m²
4	施設概要	開 園 日：昭和 56 年 10 月 敷地面積：127269.3 m² 施設概要 ①池 ・建設：昭和 55 年度 ・改修：平成 21 年度（噴水ポンプ設置） 平成 29 年度（池護岸工事） ②テニスコート（人工芝） ・建設：昭和 56 年度 ・改修：昭和 60 年度（照明塔設置） 平成 23～25 年度（防球ネット取付） ・面数：4 面 ③野球場 ・建設：昭和 57 年度 ・改修：昭和 60 年度（照明塔設置） 昭和 62 年度（メインスタンド設置） 平成 26 年度（ナイター照明設備取替） 平成 27 年度（衝撃緩衝材補強工事） 平成 30 年度（バックネット修繕） 令和元年度（防球ネット修繕） ・規格：両翼 92m、センター120m ④多目的広場 ・建設：昭和 58 年度 ・改修：平成 17 年度（照明塔設置） ・規格：野球場 1 面、ゲートボール 4 面 芝生が貼ってあるので、サッカーやグランドゴルフ可能 ⑤ちびっこ広場・休憩広場 ・建設：昭和 59 年度 ・遊具：プレボリス（大・小）、滑り台、ブランコ、シマ馬 ・改修：令和元年度（遊具修繕） ⑥芝生広場 ・建設：昭和 60～61 年度 ⑦駐車場 ・150 台収容

5	施設特徴	野球場は、硬式野球の練習を可能にするため、平成 21 年度に防球ネットを設置、新潟アルビレックスベースボールクラブやシニアチームなど硬式野球チームも練習を行っている。 池は、市が管理しているが、漁業権は魚沼漁協にある。
6	設置目的	越路地域におけるスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって市民の体位の向上を資する。

(2) 施設の平面図及び管理図

別紙 1 「平面図及び施設配置図」のとおり

(3) 施設の利用状況等

[浦体育館]

① 年度別、月別入場者数 等

(単位：人)

年度別	体育館	道場	ミーティングルーム	ウェルネススポット
令和 4 年度	19, 170	3, 457	2, 966	816
令和 5 年度	19, 353	3, 965	3, 806	657
令和 6 年度	18, 426	3, 943	2, 792	259
平均	18, 983	3, 788	3, 188	577

6 年度 月 別	体育館	道場	ミーティングルーム	ウェルネススポット
4 月	1, 669	355	105	18
5 月	1, 593	260	117	26
6 月	1, 895	316	83	27
7 月	1, 291	349	33	31
8 月	1, 692	272	208	26
9 月	1, 477	251	222	35
10 月	1, 352	236	227	23
11 月	2, 131	939	644	21
12 月	1, 363	225	341	16
1 月	1, 208	240	289	12
2 月	1, 098	230	232	10
3 月	1, 657	270	291	14
合 計	18, 426	3, 943	2, 792	259

[越路河川公園]

① 年度別、月別入場者数 等

(単位：人)

年度別	野球場	多目的広場	テニスコート	芝生広場
令和4年度	8, 444	15, 341	15, 282	467
令和5年度	7, 518	17, 211	13, 187	103
令和6年度	8, 124	14, 131	13, 632	283
平均	8, 028	15, 561	14, 033	284

6年度 月 別	野球場	多目的広場	テニスコート	芝生広場
4月	785	2, 191	1, 744	0
5月	1, 066	1, 987	1, 777	0
6月	1, 143	1, 578	1, 888	0
7月	848	1, 662	1, 682	0
8月	1, 012	1, 979	1, 876	0
9月	1, 248	1, 509	1, 620	3
10月	1, 490	1, 723	1, 763	280
11月	532	1, 502	1, 282	0
合 計	8, 124	14, 131	13, 632	283

2 業務の範囲に関する事項

(1) 指定管理者が行う業務

① 施設の利用に関する業務

- 利用の受付、予約の調整、施設の使用の許可又は不許可の決定
- 利用料金の収受、還付、減免の決定
- 施設案内（利用方法、注意事項等の説明）
- 付属設備、備品の準備及び使用方法と注意事項の説明
- グラウンド委員会に関する業務（越路河川公園グラウンド（野球場・多目的広場）の配分抽選や維持管理計画）

② 事業の実施に関すること

○ 自主事業

自らの費用と責任において、施設の設置目的に沿った自主事業を創意工夫して行うことができる。ただし、実施する日時が例規に定める施設の開館日時と異なる場合や参加費等の設定など具体的な内容を決定する場合、事前に市との協議が必要である。

③ 施設及び設備の維持管理に関すること

- 館内外の清掃等環境の整備（樹木管理、除草等含む）

- 補完的な除雪、排雪業務
- 施設修繕（通常の管理運営において突発的に発生したものに限る）
- 施設内外の警備、巡回
- 付属設備の維持管理（空調の運転含む）及び保守管理点検等

④ その他

- 事務処理等
 - 庶務（業務日誌、市への事業報告等の作成）
 - 経理事務（指定管理業務にかかる支払、帳簿の作成等）
 - 労務管理（研修、防災訓練等）
 - 市の貸与物品の管理
- その他諸届、日常業務の調整

（２）長岡市が行う業務

- ① 目的外使用許可業務（自動販売機の設置等）
- ② 指定管理者が行った使用許可の決定に不服があり、法律に基づく審査請求があった場合の対応
- ③ 建物、施設の大規模修繕（計画的な改修・修繕等）
- ④ 駐車場の除雪（ただし、細部及び補完的な除雪は指定管理者が行う。また場内の排雪は指定管理者の負担となる。）
- ⑤ 年間使用計画の調整
- ⑥ 河川占用許可申請（占用期間更新）

３ 指定管理者が行う管理の基準に関する事項

以下は管理の基準を示したものだが、指定管理者の努力により、基準を上回るサービスの提供が可能となるよう期待する。

（１）法令の遵守

施設の管理運営については、次の法令等を遵守すること。

ア 地方自治法

イ 労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の労働関係法規

ウ 個人情報情報の保護に関する法律

エ 長岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

オ 長岡市体育館条例及び長岡市体育館条例施行規則、長岡市越路河川公園条例及び長岡市越路河川公園条例施行規則

カ 長岡市情報公開条例及び長岡市情報公開条例施行規則

キ 長岡市行政手続条例

ク 長岡市暴力団排除条例

ケ 長岡市財務規則

コ その他関係法令

(2) 施設の開館（園）時間等

[浦体育館]

供用期間	通年
休 館 日	12月28日から翌年1月4日まで
開館時間	午前8時30分から午後10時まで

[越路河川公園]

供用期間	4月1日から11月30日まで
休 園 日	供用期間内なし（ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。例：降雪により使用不能の場合）
開園時間	午前5時から午後8時まで（ナイター設備使用の場合は午後10時まで）

(3) 使用許可の基準

① 原 則

- 公共施設は、市民が平等に利用できることを確保するため、不許可基準を以下のとおり定めており、恣意的な判断の余地はないこと。
- 市主催事業の取扱い等、利用調整を行ううえで配慮すべき事項については、市民サービスの低下を招かぬよう配慮しながら、従前の例によること。ただし、公序良俗に反する活動を行うおそれのある事業者に対して使用許可等を行う場合は、必ず事前に市に連絡すること。
- 利用許可等申請に係る事務の処理日数は5日程度とする。

② 使用不許可の基準

指定管理者は次の項目のいずれかに該当すると認めたときは、使用を制限することができる。

- 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 施設又は設備等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- 施設の使用が暴力団の利益になると認められるとき。
- その他使用させることが管理上支障があると認められるとき。

③ 使用中止の基準

指定管理者は次の項目のいずれかに該当すると認めたときは、使用を中止させることができる。

[浦体育館]

- 偽りその他不正な手段により施設を使用したとき。
- 使用不許可の基準に該当するに至ったとき。

[越路河川公園]

- 許可を受けた使用期間において他に転貸したとき。
- 使用不許可の基準に該当するに至ったとき。

(4) 人員配置の基準

本業務基準書に規定する業務を遂行するために必要な職員を確実に配置すること。

当施設の設備を管理・運転するため、下記の資格保有者と人数を最低限として、専任で配置すること。

なお、業務を円滑に引継ぐため、臨時職員の再雇用に努めること。また、地域雇用の創出のため、地元住民の雇用に努めること。

- ① 利用者への案内・安全確保、機械設備保守管理、自主事業の企画及び敷地内の清掃等、各種業務における責任体制を確立すること。(一括公募の2施設を包括する総括責任者と連携)
- ② 職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

○ 防火管理者（浦体育館） 1名

○浦体育館

[配置数（現況）] 日曜日～土曜日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
管理員 (臨時職員)	1 名										1 名					
配置人数	1 名										1 名					

○越路河川公園

[配置数（現況）] 日曜日～土曜日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
管理員 (臨時職員)	1 ～ 2 名															
配置人数	1 ～ 2 名															

[従事者の役割の一例]

○浦体育館

職 名	主な職務内容	人数	勤務時間
管理員 (臨時職員)	・管理運営、自主事業の総括管理 ・安全管理・危機管理に係る対応業務 ・業務の実施状況の掌握 ・施設の利用に関する業務 ・施設等の維持管理に関する業務 ・利用者対応 ・利用料の徴収	1 名 (3 名でローテーション)	8:15～22:30 日中：7 時間 45 分勤務 夜間：5 時間 30 分勤務

○越路河川公園

職 名	主な職務内容	人数	勤務時間
管理員 (臨時職員)	・ 施設の利用に関する業務 ・ 施設等の維持管理に関する業務 ・ 利用者対応	1～2名 (3名でローテーション)	期間雇用：4月～11月 勤務日数：週5日 8:15～17:00 (7時間45分勤務)

(5) 施設管理に関する詳細事項

① 施設管理業務一覧

業務の一部についての再委託は可とするが、包括的な委託はできない。再委託の際には、事前に市と協議すること。なお、再委託先は、原則として地元事業者（市内に本社又は営業所等がある事業者）とするが、地元事業者に履行可能な者がいない場合等、一定の理由がある場合は、地元事業者以外への発注を認める。

[浦体育館]

項 目	業 務 内 容	仕様・条件等
設備業務	消防用設備保守点検業務	消防法に基づく防火対象物の点検・報告。2回／年
	自動ドア保守点検業務	自動ドア2台の点検・報告。3回／年
警備業務	施設の警備	施設の遠隔警備（防犯・火災警備）
管理業務	エアコン保守点検業務	ガスヒートポンプ1基。1回／年
	体育器具・遊具の点検	1回／年
	窓・床の定期清掃	1回／年

[越路河川公園]

項 目	業 務 内 容	仕様・条件等
設備業務	自家用電気工作物保安業務	自家用電気工作物に係る保安管理業務
管理業務	芝生管理業務	多目的広場、芝生広場、桜つつみ、休憩広場の芝生管理
	野球場・多目的広場グラウンド維持管理業務	随時
	焼田川桜つつみ除草	焼田川桜つつみの除草
	テニス場・野球場・多目的広場ナイター照明点検	1回／年
	スポーツトラクター点検	1回／年
	樹木管理業務	樹木(桜)管理及び除草・清掃等の景観維持作業
	体育器具・遊具点検	1回／年
	野球場・テニス場ネット張り下ろし作業	開園前と開園後

② 契約期間が指定管理業務開始日を超える賃貸借物品等一覧（市で対応）

契約期間終了後も、市が賃貸借契約を行うもの。

No.	契 約 名	契約期間	契約終了日
1	自動体外式除細動器賃貸借契約（浦体育館）	5 年	令和 11 年 6 月 30 日

※注：自動体外式除細動器の消耗品については、指定管理者が負担する。

③ 地球温暖化対策に関する取組について

「長岡市地球温暖化対策実行計画」等、長岡市が策定する環境に関する計画・方針に基づき地球温暖化対策に取り組むとともに、市の指示により、エネルギー使用量等に関して報告すること。

（6）安全管理、危機管理等に関する事項

自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態があった場合は、直ちに適切な措置を講じたうえ、市をはじめ関係機関に連絡すること。併せて、以下の事項を遵守すること。

① 安全管理、危機管理に関すること

ア 浦体育館及び越路河川公園での事故防止及び施設の保全のため、長岡市作成の「市有施設安全点検マニュアル」に基づき、安全点検を実施すること。

イ 安全管理・危機管理体制を整備するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時等の対応について、随時訓練を行うこと。

ウ 火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導及び関係機関への通報を遅延なく行うこと。併せて、事故等の対応記録を作成し、市に報告すること。

エ 停電時等における施設の復旧を遅延なく行うこと。

オ 消防署等行政機関から指摘があった場合は、該当事項を直ちに改善すること。

カ その他利用者に対する対応に万全を期すこと。

② 指定避難所としての役割

浦体育館は「長岡市地域防災計画」における「指定避難所」に指定されているため、特に迅速な対応が求められる。市の指示を待つことなく、これらの機能の確保に万全を期すこと。

③ 職員の能力育成等に資する研修の実施

当施設の管理運営業務に係る安全確保・事故防止対策の徹底、接遇の向上等、職員の能力育成を図るために必要な研修について、年間計画をたてて確実に実施すること。

特に新たに当該業務に従事するもの（パート・アルバイトを含む）に対しては、必ず業務従事前又は業務従事後すみやかに、下記研修を行うこと。

○ 救急法講習（心肺蘇生法・AED）

○ 安全管理研修（危機管理体制マニュアル及び避難経路の確認、施設設備の異常の確認など）

（7）自動販売機の設置について

指定管理者は、利用者の健康を守る環境作りや熱中症予防等の観点から、飲食物等を販売する自

動販売機を設置することができる。設置を予定している場合は、次の点に留意し事業計画書の中で提案すること。

なお、許可や届出等が必要となる飲食物等の販売等を行う場合には、指定管理者があらかじめ保健所等に相談のうえ手続を行うこと。

ア 料金・事業内容

販売する内容、方法及び料金等は指定管理者が市に提案し、協議のうえ承認を得ること。

イ 許可申請

目的外使用申請は不要とする。ただし、都市公園法第6条第1項の規定で定める都市公園占用の許可が必要な場合は、申請すること。

ウ 経費及び収入の取扱い

自動販売機の設置及び管理に係る経費及び指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料等の収入については、申請時の収支計画に計上すること。

(8) 個人情報の取り扱い及び情報公開に関する事項

① 個人情報の取扱い

業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところにより、適正な取扱いをすること。

② 情報の公開

多くの市民が利用する公共施設の管理という役割を認識し、その管理運営に係る透明性を高めるよう努めるとともに、情報公開に際し必要な措置を講じること。併せて対応方針を示すこと。

(9) その他

① 投票所としての役割

浦体育館は、長岡市選挙管理委員会が所掌する選挙に係る投票所に指定されているため、借用したいとの依頼があったときは、無料で貸出しを行うこと。また、貸出に伴う施設使用者との調整その他の必要な事項は指定管理者において行うこと。

② 広告事業の実施

指定管理業務に関連するその他の業務（指定管理業務には含まない。）として、浦体育館及び越路河川公園の業務、利用者の利用及び景観に支障がない範囲において、広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置等の広告事業を行うことができる。

広告事業を実施する場合は、市にあらかじめ協議し、広告事業の実施条件等を定めた文書を取り交わす。

なお、広告事業に係る収支は指定管理業務の収支には含めず、広告料収入は原則として指定管理者の収入とし、その一部を市に納付する。

③ その他

管理業務の仕様に関する細目は、別途、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとする。

4 物品の帰属に関する事項

(1) 指定管理者が準備すべき物品

No	品名・規格	数 量	設置場所
1	パソコン	1 台	浦体育館
2	コピー機（プリンター可）	1 台	浦体育館
3	作業車（軽トラック）	1 台	越路河川公園
4	作業車（ホイールローダー）	1 台	越路河川公園
5	自動体外式除細動器	1 台	越路河川公園

(2) 長岡市が貸与する物品

別紙2「物品一覧」のとおり

- ① 指定管理者は、市に帰属する物品については、「長岡市財務規則」に基づいて管理を行うものとする。また、指定管理者は備品台帳を備えて、その保管に係る物品を整理し、廃棄等の異動について随時、市に報告すること。
- ② 通常使用による部品等の劣化による当該部品等の取換えは、指定管理者の負担とする。
- ③ 指定管理者が故意又は過失により損傷又は滅失した場合は、賠償すること。
- ④ 指定管理者が業務上備えたい物品のうち、購入金額が1万円以上のものについては、市と協議して設置すること。

(3) 指定期間満了後の取扱いについて

- ① 指定期間が満了したときは、市に帰属する物品等については、市又は市が指定する者に引き継ぐこと。
- ② 指定管理者が委託料で購入又は調達した備品又は備品に準じるもの等については、市又は市が指定する者に引き継ぐこと。
- ③ 指定管理者が購入し、又は調達した備品等については、原則として指定管理者の費用で撤去するが、市と協議して合意した場合は、市又は市が指定する者に引き継ぐことができる。
- ④ 消耗品（主に購入金額が1万円未満のもの）については指定管理者の所有とする。

5 施設の経理に関する事項

(1) 利用料金

浦体育館及び越路河川公園の利用に係る料金（地方自治法第244条の2第8項に定める「利用料金」）は、指定管理者の収入とする。

利用料金の額は、長岡市体育館条例、同施行規則及び長岡市越路河川公園条例、同施行規則に規定する金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

また、徴収方法については、前納を基本とし、現況の方法を参考に利用者の利便性を考慮して指定管理者が定める。

(2) 利用料金の減免・還付

指定管理者は、市長が定める次の基準に従い、利用料金の減免を行う。

ア 本市が主催又は共催する事業は、利用料金を全額免除する。(浦体育館、越路河川公園)

イ 財団法人長岡市スポーツ協会及び長岡市スポーツ推進委員連盟が主催若しくは共催する場合は、利用料金を全額免除する。(浦体育館)

ウ 市内の小・中学校が利用する場合は、利用料金を全額免除する。(浦体育館)

エ 市内の保育園、幼稚園が利用する場合は、利用料金を全額免除する。(浦体育館)

オ 市内の営利を目的としない活動団体、個人が利用する場合は、利用料金を全額免除する。(浦体育館)

既納の利用料金は還付しない。ただし、利用承認を受けた者の責めに帰すことができない理由により、利用が不可能となった場合に限り、利用料金を全額還付する。

なお、市は利用料金の減免・還付に係る利用料金相当額の負担は行わない。

(3) 管理者交代時における利用料金の取扱い

令和8年3月31日までに前指定管理者が収受した使用料のうち、令和8年4月1日以降の使用に係る利用料金相当額は、指定期間開始後に指定管理者に対して支払う。この場合において、指定期間開始後に利用料金の還付が発生したときは、指定管理者が還付する。

また、指定管理者は、指定期間終了後の使用に係る利用料金を預かったときは、他の収入と区別して保管し、市あるいは市が指定するものに対し、市が定める期日までに引き渡すこと。

(4) 自主事業の実施における収支の取扱い

指定管理者が実施する自主事業のために必要な経費は、指定管理者の負担とする。

また、自主事業の実施による収入は、指定管理者の収入とする。

(5) 経費の支払い等

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払う。詳細は協定書に定める。

なお、長岡市の指定管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

(6) 指定管理者委託料

ア 当該施設の管理運営による収支の状況は別紙「収支計算書」のとおり。(提案に当たって参考とすること。)

イ 指定期間中に市が支払う指定管理者委託料は、長岡市浦体育館が26,493,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)、長岡市越路河川公園が45,213,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限として事業計画(収支計画)を提案すること。

なお、各年度の指定管理者委託料は、議会の議決を経て毎年度締結する年度協定により決定し、上限額以内の提案であってもこの支払いを保証するものではない。

原則として申請者より提出された収支計画書の総額について増額はしないため、十分に必要経

費等を精査すること。

※指定管理者委託料の上限額は、昨今の急激な物価高騰等の影響を一定程度反映した額となっています。各年度の指定管理者委託料の算出に際しては、その影響の程度を評価した上で、市と指定管理者で協議し決定します。このため、上限額の支払いを保証するものではありません。

(7) その他

- 指定管理者委託料のうち、修繕料については年度末に精算（返納）することとし、詳細は協定書に定める。
- 当該施設の電力消費に伴う原子力立地給付金については、指定管理者の収入とするため、収支計画書に計上すること。
- 収入が当初の見込額を下回っても原則として補填（充当）は行わない。ただし、減免対象利用の著しい増加、不測の事態により施設の使用を中止せざるを得ない等の特別な場合は市に協議を申し出ることができるものとし、詳細は協定書に定める。
- 消費税の適格請求書等保存様式（インボイス制度）において、利用料金等の収入に際し、登録番号、適正税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の利用者への交付が想定されるため、指定管理者は必要な対応を講じるものとする。

6 施設の修繕に関する事項

通常管理運営において突発的に発生する修繕については、迅速に対応し、施設の安全性を確保するため、原則として指定管理者にその実施を委ねることとする。

ただし、その費用は原則として施設の管理責任者である市が全額負担するものとするが、長岡市浦体育館については1件 20 万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)未満の額、長岡市越路河川公園については1件 50 万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満の額の修繕は、指定管理者が自己の責任と委託料の範囲において実施するものとする。

7 リスク分担に関する事項

分類	概要	市	指定 管理者
制度・法令変更	関係法令・許認可等の変更に係るもの	○	
政治・政策	首長の交代、政策方針の転換、市の財政悪化等による指定管理の中止又は変更、コスト増大等によるもの	○	
物価変動	インフレ・デフレに伴うコスト増減		○ 注1
債務不履行	指定管理者の債務不履行による指定管理業務の破綻等	○	注2
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにもきすることのできない自然的または人為的な現象）に伴う経費の増や事業履行不能等		要協議

自主事業リスク	自主事業の運営に関するもの		○
管理運営計画	管理運営の実施計画の不備（入場者数見積もり誤りなど）等に関するもの		○
施設設備等の損傷	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		○
	施設設備等の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	注 3
第三者への損害賠償	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		○
	施設設備等の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	○ 注 4
許認可等取得	管理運営に必要とされる許認可等を取得するリスク	注 5	○

※注 1 : 指定管理業務の収支に重大な影響を及ぼすものは協議事項とする。

※注 2 : 指定管理者は、指定施設の管理を行えなくなったことにより生じた損害を賠償しなければならない。

※注 3 : 指定管理者が、構造上の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いていた場合には、指定管理者のリスクとする。

※注 4 : 一定の保険に加入するものとする

※注 5 : 許認可等の取得につき、市の協力を要する場合には、市は合理的な範囲内でこれに協力するものとする。

※要協議： 不可抗力による事故等による施設の損傷及び利用者に対する損害賠償等については、原因により判断する。ただし、第 1 次的責任は指定管理者が負うものとし、指定管理者は各被害が最小限になるように迅速かつ最善の対応を図るとともに、直ちに市に報告すること。負担費用等については、初動活動（人命救助・火災鎮火・避難誘導・情報収集等）が安定した後に別途協議するものとする

8 事故に伴う損害賠償に関する事項

（1）損害賠償責任

指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者において、その損害を賠償する。

（2）施設賠償補償保険

市が加入する「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」により補償されない事業を行う場合などには、市と協議のうえ、必要な保険に加入すること。

併せて、全国と同類施設における事故発生の頻度や事故発生時の賠償補償額等を参考にし、適切な措置を講ずること。

参考：市が加入している「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」 補償内容

- この保険は、施設管理業務遂行上の過失や施設の欠陥等で、住民等第三者の身体の傷害及び財物の損壊が生じた場合に、市の賠償責任を補償する賠償責任保険と、見舞金を補償する補償保険で構成されている。

- ・ 市が公の施設の管理を指定管理者に行わせた場合において、指定管理者が負うべき賠償責任が発生した場合についても、市の責任と同様に保険の対象となる。
ただし、施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合、当該保険は適用されない。
- ・ 現在加入している保険の補償内容は下記のとおり。

契約類型	賠償責任保 険	補 償 内 容		
		死亡・後遺障害保険金	入院補償保険金	通院補償保険金
5型-②	D型	1口：死亡100万円、 後遺傷害4万円～ 100万円	入院日数に応じ 1万円～15万円	通院日数に応じ5千円～6万円 (通院日数1日～5日は5千円)

契 約 類 型			D型
支払限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
免責金額 (自己負担額)	1事故につき		なし

(3) 自動車損害保険

当該施設の備品として市有車（スポーツトラクター）を指定管理者に貸与するが、自動車損害保険（対人・対物）については、指定管理者が加入する。加入する保険は、現在加入している自動車損害保険（対物・対人）の補償額以上のものとし、盗難や車上荒らし等に備えるものとする。（下表参照）

参考：現在の補償内容

保 険 名	保険会社名	補償内容		
		対人事故	対物事故	その他
一般自動車保 険SGP	損害保険ジャパ ン株式会社	無制限	無制限	人身傷害 3,000万円

9 業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、市は指定管理者の指定を取り消すものとする。

この場合において、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否については協議するものとする。

協議の結果、事業の継続が困難と判断した場合には、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

10 モニタリング等に関する事項

(1) モニタリングの実施

指定期間中の管理の適正化に万全を期すため、市は選定委員会と連携をとりながら管理運営状況に係るモニタリングを行う。

その結果、管理が良好でないと認められる場合、市は改善指導等を行うが、状況が改善しない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがある。

(2) モニタリングにおける指定管理者の責務

ア 指定管理者は、管理運営業務の実施状況及び収入・支出等の状態を毎月報告するとともに、年度終了後は事業報告書等を作成し、市へ提出すること。

また、市が行う随時の実地の調査や年度終了後の指定管理者業務の評価等にも協力すること。

イ 事業報告書及び業務評価の項目は、別紙「事業報告書（兼業務チェックシート）」を想定している。

事業計画の内容を反映するため、必要に応じて市と指定管理者で見直しのための協議を行う。

ウ 市は施設の管理運営状況の透明性を高めるため、指定管理者から提出された事業報告書等を公表する。

(3) 利用者の意見等の把握・対応（越路河川公園は、①のみ実施すること）

① ご意見ボックスの設置や随時のアンケート実施など、自らの負担において利用者の意見等を把握するための措置を講じるとともに、徴した意見等に適切に対応し、積極的に管理運営に反映させるよう努めること。

② 市が示すガイドラインに則り、自らの負担において施設利用者満足度調査を実施し、調査結果の集計・分析を行うとともに、これに基づいて業務改善計画書を作成し、市に提出すること。

(4) 市監査委員の監査

指定管理者が行う管理業務に関する出納その他の事務の執行については、市監査委員の監査の対象となる。監査の結果、指摘事項等があった場合は、速やかに改善等を行うこと。

11 指定期間及び業務の引継ぎ

(1) 指定期間

指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、市は指定管理者が、施設管理の適正を期すための指示に従わないときや、当該指定管理者による管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

(2) その他

指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより管理が終了したときは、次期指定管理者に施設の管理業務を引継ぐこととし、具体的な引継ぎ項目等を協定書に定める。